

虐待を受けたと思われる障害者を発見した時、  
虐待を受けてつらい思いをしている時は  
通報・相談してください!

障害者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は速やかに通報することが義務づけられています。

通報・相談がされることで、自分から SOS を発信しにくい障害者への虐待が発見され、支援が始まるきっかけになり、虐待の防止にむけた職場環境等の見直しや改善にもつながります。

発見者は虐待の恐れがあると思った場合にもすみやかに連絡ください。

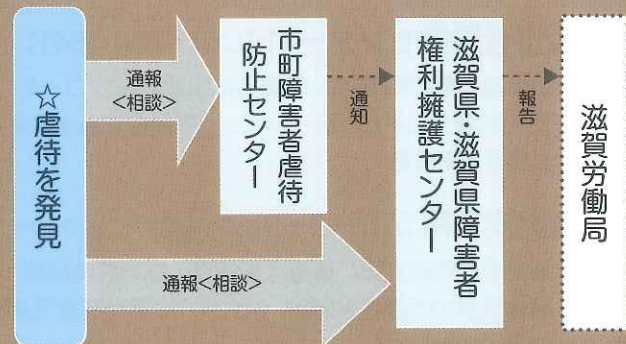
ご本人も、虐待について困っていること、心配なことがあれば 1 人で悩まずに相談してください。

通報者・相談者の秘密は守られます。

## 通報・相談先について

使用者(企業・会社等)による虐待(と思われる障害者)を発見した場合

⇒市町障害者虐待防止センター、または  
滋賀県障害者権利擁護センターへ



## 県内の市町障害者虐待防止センター 連絡先一覧

H27.11月現在

市町障害者虐待防止センター	TEL	休日・夜間の連絡先
大津市障害者虐待防止センター	077-523-7188	077-523-7188
彦根市障害福祉課	0749-27-9981	0749-22-1411
長浜市しょうがい福祉課	0749-65-6518	0749-62-4111
近江八幡市障がい者虐待防止センター	0748-31-3711	0748-33-3111
草津市障害福祉課	077-561-2363	077-561-2499
守山市障害福祉課	077-582-1168	077-583-2525
栗東市障がい福祉課	077-551-0304	077-553-1234
甲賀市障がい福祉課	0748-65-0707	0748-65-0650
野洲市障がい者虐待防止センター	077-587-6169	077-587-1121
湖南市障がい者虐待防止センター	0748-71-2364	0748-72-1290
高島市障がい福祉課	0740-25-8516	0740-25-8000
東近江市福祉総合支援課	0748-24-5641	0748-24-1234
米原市社会福祉課	0749-55-8102	0749-55-2040
日野町福祉課	0748-52-6573	0748-52-1211
竜王町福祉課	0748-58-3705	0748-58-3700
愛荘町地域福祉課	0749-37-8053	0749-37-8053
豊郷町保健福祉課	0749-35-8116	0749-35-8111
甲良町保健福祉課	0749-38-5151	0749-38-3311
多賀町福祉保健課	0749-48-8115	0749-48-8111

滋賀県障害者権利擁護センター  
 <障害者虐待に関する通報・相談専用ダイヤル>  
 〒525-0072 草津市笠山7丁目8-138  
 県立長寿社会福祉センター内  
 TEL:077-566-1115  
 FAX:077-566-3581

# すべての人が安心して 働き続けられる 職場にするために

働く場における「障害者虐待」の未然防止・早期発見  
 ～障害者虐待防止法より～

ひとりで悩まず抱えこまずに  
相談してください。

虐待を受けて困っていませんか?

あなたのまわりで障害者に対する虐待は起こっていませんか?  
 誰にも言えず苦しんでいる障害者に気づくことはありませんか?

働く場での障害者への虐待を防いでいくには、雇用者や管理的な立場の者だけでなく、職場全体で虐待について正しい理解を進め、誰もが安心して働ける職場環境をつくっていくためにどうすればよいかを考えていくことが大切です。



発行：滋賀県障害者権利擁護センター  
 (滋賀県社会福祉協議会内)



## 障害者虐待防止法とは

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、平成24年10月に施行されました。この法律は、障害者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障害者を現に養護する人に対して支援措置を講じることなどを定めたものです。

## 「使用者による障害者虐待」とは

法律では、「養護者(家族等)」、「福祉施設従事者」、そして「使用者」による虐待が「障害者虐待」と規定されています。「使用者」とは障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者、工場長・労務管理者・人事担当者など指導監督権限のある者をいいます。使用者が、事業所で雇用する障害者についておこなう次のような行為を「使用者による障害者虐待」と定義しています。

## こんなことが虐待にあたります (働く場での虐待行為の例)

※虐待者、被虐待者本人の「自覚」は問いません

### 1 身体的虐待

身体に外傷が生じたり、暴行を加えること、または正当な理由なく身体を拘束すること。  
(例) 叩く、つねる、殴る、監禁する、危険・有害な場所での作業を強いるなど。

### 2 性的虐待

わいせつな行為をすること、わいせつな行為をさせること。  
(例) 理由もなく不必要に身体に触る、性的行為を強要するなど。

### 3 心理的虐待

おどし、侮辱などの言葉や態度、嫌がらせ、著しく拒絶的な対応などによって精神的に苦痛をあたえること。  
(例) 脅迫する、怒鳴る、悪口を言う、意図的に恥をかかせるなど。

### 4 経済的虐待

財産を不当に処分すること、不当に財産上の利益を得ること。  
(例) 賃金額が最低賃金に満たない[※]、強制的に通帳を管理する、本人の了解を得ずに現金を引き出すなど。  
※県労働局から最低賃金の減額特例許可を受けている場合については、減額後の最低賃金に満たないとき。

### 5 放棄・放置

衰弱させるような著しい減食または長時間の放置のほか他の労働者による1~4の虐待行為の放置など、これに準じる行為をおこなうこと。  
(例) 仕事を与えない、意図的に無視する、放置することで健康・安全への配慮を怠るなど。

## 事業主の責務

#### ① 障害者虐待の防止のための措置

- (1) 労働者に対する研修の実施
- (2) 障害者や家族からの相談・苦情処理体制の整備

#### ② 不利益取扱いの禁止

虐待の通報等をしたことを理由に労働者に対して解雇等の不利益な取扱いをしてはならない。



労働者に対する研修など未然防止の取り組みについて、お悩みの点がありましたら、「滋賀県障害者権利擁護センター」や「市町障害者虐待防止センター」へご連絡ご相談ください。

## 「障害者雇用」にかかわる相談先

県内には、障害者の雇用に関する様々な相談機関がありますのでぜひご利用ください。

例えば、こんな相談ができます

障害のある人たちの雇用を検討していますが、経験もなく、どこに相談したらよいかわかりません。

雇用している障害のある従業員のことで、生活の面(勤務時間外)で気になるところがあるのですが…

現在、雇用している障害のある従業員について相談したいことがあります…

### 働き・暮らし応援センター[障害者就業・生活支援センター]

障害のある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関。障害の特性を踏まえた雇用管理助言等。

応援センター名(※各地域、県内に7カ所あります)	TEL
おおつ働き・暮らし応援センター“Hatch(はっち)”	077-522-5142
湖南地域働き・暮らし応援センター“ひらく”	077-583-5979
甲賀地域働き・暮らし応援センター	0748-63-5830
東近江圏働き・暮らし応援センター“Tekito-(テキト-)”	0748-36-1299
働き・暮らしコトー支援センター	0749-21-2245
湖北地域しょうがい者働き・暮らし応援センター“ほっとステーション”	0749-64-5130
湖西地域働き・暮らし応援センター	0740-22-3876

### 滋賀障害者職業センター(TEL:077-564-1641)

職業能力評価、職業準備支援、職場適応援助(ジョブコーチ)等の専門的な職業リハビリテーション、事業主に対する雇用管理に関する助言等

### 公共職業安定所[ハローワーク](※各地域のハローワークへ)

求職登録制求職活動支援、職場定着指導、能力開発相談・指導(職業訓練の受講相談等)、トライアル雇用制度活用就職支援等